事業参加者の皆様へ

事業参加者保護及び事業継続に関する月次報告書

令和 8 年 10 月 30 日
【営業者】都市綜研インベストファンド株式会社
代表取締役　柳瀬 健一
【販売代理】みんなで大家さん販売株式会社
代表取締役　柳瀬 鳳憲

はじめに

平素より、当社事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

分配金のお支払い及び償還の遅延により、事業参加者の皆様に長期間にわたり多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

皆様が、ご自身の大切な資金に関する状況と今後の見通しについて、具体的な説明をお待ちになっていることを、当社は重く受け止めております。

本月次報告書では、令和 8 年 9 月 30 日付の報告以降の状況を踏まえ、令和 8 年 10 月 30 日時点における各商品の分配・償還状況、対象不動産及び財産管理口座に関する事項、並びに事業再建に向けた取組についてご報告いたします。

当社は、令和 8 年 7 月 31 日付「事業参加者保護及び事業継続に関する基本報告書」でお示ししたとおり、事業参加者保護を最優先とし、事業継続をその実現のための手段と位置付けております。この基本姿勢の下、償還及び分配金のお支払いの実現に向けて取り組んでまいります。

各項目では、前月から変更があった事項と継続している事項を整理し、確認できた事実をお伝えいたします。お支払時期や資金確保等について、現時点で確定していない事項は、その旨を明示し、見通しと確定事実を区別してご説明いたします。

今月のトピックスと致しましては、「みんなで大家さん mini　ホテル花更紗」の対象不動産の売却が実現し、当該商品においては出資金の満額償還が達成できる見込みとなっております。

今後も、重要な事項について説明を尽くすとともに、新たな事実や具体的な進展が確認された際には、速やかに皆様へご報告してまいります。

第 1 章　事務所及びお問い合わせ対応について

当社及び販売代理であるみんなで大家さん販売株式会社の事務所は、以下のとおりです。

【営業者】

都市綜研インベストファンド株式会社

〒564-0053

大阪府吹田市江の木町 1-24 紙谷第 3 ビル 203 号室

【販売代理】

みんなで大家さん販売株式会社

〒107-0052

東京都港区赤坂四丁目２番３号　赤坂ディライトビル 2 階

なお、いずれの事務所につきましても郵便物の受取りや事務作業を行う拠点であり、来客対応の窓口は設けておりません。

第 2 章　各商品及び財産管理の状況

1．各商品の状況について

令和 8 年 10 月 30 日時点において、各商品の分配及び償還の状況については以下のとおりです。

(1) 各商品の分配金支払状況

【10 月度分配遅延の商品一覧（偶数月分配商品）】

・みんなで大家さん 46 号、48 号（2 商品）

・みんなで大家さん伊勢 8

・みんなで大家さん成田 2 号、4 号、6 号、8 号、10 号、12 号、14 号、16 号、18 号（9 商品）

・プライベート大家さん西伊豆 4

前月までに分配金のお支払いが遅延している商品についても、引き続き支払原資の確保に取り組んでおります。事業参加者の皆様には長期間お待たせしておりますことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

【満期を迎えている商品について】

みんなで大家さん 34 号、40 号、42 号、伊勢 6、ファーム 6 号は 2025 年 10 月度分配金からお支払いが遅延している状況です。

(2) 償還遅延について

【償還遅延の商品一覧】

・みんなで大家さん 34 号、37 号、39 号、40 号、42 号、43 号、47 号

・みんなで大家さんファーム 5 号、ファーム 6 号

・みんなで大家さん伊勢 6

当社は、資産売却、資金調達その他の方法により償還原資を確保するための取組を継続しておりますが、現時点で確定的な償還時期をお約束できない商品については、実現時期を断定せず、進捗が確認できた段階で速やかにご報告いたします。

(3) みんなで大家さん mini について

不動産クラウドファンディング商品の「みんなで大家さん mini　ホテル花更紗」に関しまして、対象不動産の売却による出資金の満額償還を予定しており、速やかに償還を実施できるよう手続きを進めております。具体的な償還日は現時点では未定であり、詳細は対象商品のご契約者様へ後日個別にご案内いたします。

2．対象不動産及び財産管理口座への差押え等について

対象不動産、財産管理口座及び一部賃料債権等に関する差押え・仮差押・交付要求等について、令和 8 年 10 月 30 日時点で確認している内容を以下のとおりご報告いたします。

これまでの報告において、一部の「仮差押」を「差押え」と表記していた箇所がありました。本報告書では、両者を明確に区別し、仮差押に該当するものは「仮差押」と表記するよう訂正しております。

■商品名「みんなで大家さん宗右衛門町」

所在地（地番）：大阪府大阪市中央区宗右衛門町 19 番 1

(1) 日付：令和 7 年 11 月 19 日
差押権者：大阪国税局

債務額：172,204,400 円
理由：令和 6 年度法人税、地方消費税、消費税及地方消費税外

(2) 日付：令和 7 年 12 月 3 日
差押権者：大阪国税局
債務額：84,112,900 円
理由：令和 7 年度法人税、地方消費税、消費税及地方消費税外

(3) 日付：令和 7 年 12 月 15 日
差押権者：大阪府中央府税事務所
債務額：13,975,900 円
理由：令和 6 年度法人府民税外
※なお、当該差押えは、令和８年２月１２日をもって解除されました。

(4) 日付：令和 7 年 12 月 24 日
差押権者：福岡県遠賀郡水巻町
債務額：21,813,600 円
理由：令和 7 年度固定資産税

(5) 日付：令和８年２月５日
差押権者：譲渡契約者（一件）
債務額：22,670,000 円
理由：出資金譲渡代金
※なお、上記差押えの債務は、令和 8 年 3 月 2 日をもって消滅しました。

(6) 日付：令和 8 年 2 月 4 日
差押権者：北九州市
債務額：3,798,000 円
理由：令和 7 年度固定資産税
※なお、上記差押えは、令和 8 年 2 月 10 日をもって解除されました。

(7) 日付：令和 8 年 3 月 13 日
仮差押権者：譲渡契約者（十五件）
請求債権額：496,129,000 円
理由：出資金譲渡代金

(8) 日付：令和 8 年 5 月 7 日
差押権者：北九州市
債務額：15,197,900 円
理由：令和 8 年度固定資産税

(9) 日付：令和８年 5 月 21 日
事件番号：令和 8 年(ヌ)第 123 号
差押権者：譲渡契約者（三件）
債務額：17,142,000 円
理由：出資金譲渡代金
※本件は強制競売開始決定がなされており、別途、譲渡契約者 5 名から配当要求、大阪府中央府税事務所、大阪市船場法人市税事務所及び奄美市から交付要求がなされています。

(10) 日付：令和８年 5 月 22 日
事件番号：令和 8 年(ヌ)第 145 号

差押権者：譲渡契約者（二件）
債務額：18,373,000 円
理由：出資金譲渡代金
※本件は強制競売開始決定がなされており、別途、大阪府中央府税事務所及び奄美市から交付要求がなされております。

※なお、令和 8 年 10 月 9 日付で、本件強制競売の申立てが取り下げられました。

(11) 日付：令和 8 年 5 月 25 日
差押権者：福岡県遠賀郡水巻町
債務額：43,619,100 円
理由：令和 8 年度固定資産税

(12) 日付：令和８年 5 月 25 日
仮差押権者：譲渡契約者（五百四件）
請求債権額：12,028,950,000 円
理由：出資金譲渡代金

(13) 日付：令和 8 年 6 月 4 日
差押権者：大阪国税局
債務額：24,153,900 円
理由：令和 8 年度消費税及地方消費税

(14) 日付：令和８年 7 月 7 日
仮差押権者：譲渡契約者（三一八件）
請求債権額：3,190,000,000 円
理由：出資金譲渡代金

(15) 日付：令和 8 年 7 月 14 日
差押権者：大阪国税局
債務額：127,125,600 円
理由：令和 8 年度法人税、地方法人税、消費税及地方消費税

(16) 日付：令和 8 年 7 月 21 日
差押権者：大阪府中央府税事務所
債務額：12,366,000 円
理由：令和８年度法人府民税、法人事業税・特別法人事業税

(17) 日付：令和 8 年 7 月 28 日
差押権者：奄美市
債務額：149,000 円
理由：令和 8 年度固定資産税

(18) 日付：令和 8 年 7 月 28 日
仮差押権者：譲渡契約者(一件)
請求債権額：6,000,000 円
理由：出資金譲渡代金

(19) 日付：令和 8 年 8 月 14 日
差押権者：大阪市船場法人市税事務所
債務額：3,152,300 円
理由：令和８年度法人市民税

(20) 日付：令和 8 年 8 月 14 日
差押権者：奄美市
債務額：441,000 円
理由：令和 8 年度固定資産税

(21) 日付：令和 8 年 8 月 18 日
仮差押権者：譲渡契約者（一件）
請求債権額：6,077,292 円
理由：出資金譲渡代金

(22) 日付：令和 8 年 9 月 4 日
事件番号：令和 8 年(ヌ)第 217 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
債務額：1,934,000 円
理由：出資金譲渡代金
※なお、令和 8 年 10 月 13 日付で、本件強制競売の申立てが取り下げられました。

(23) 日付：令和 8 年 10 月 15 日
差押権者：大阪国税局
債務額：58,889,500 円
理由：令和 8 年度法人税、地方法人税、消費税及地方消費税外

■商品名「みんなで大家さん成田 15 号」
所在地（地番）：千葉県成田市小菅字溝川 414 番 6

(1) 日付：令和 7 年 12 月 11 日
仮差押権者：譲渡契約者（一件）
請求債権額：10,000,000 円
理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん成田 15 号」
所在地（地番）：千葉県成田市小菅字溝川 425 番 1

(1) 日付：令和 8 年 2 月 25 日
仮差押権者：譲渡契約者（一件）
請求債権額：2,200,000 円
理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん成田 15 号」
所在地（地番）：千葉県成田市小菅字溝川 435 番

(1) 日付：令和 7 年 12 月 16 日
仮差押権者：譲渡契約者（一件）
請求債権額：6,600,000 円
理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん 49 号」
所在地（地番）：栃木県宇都宮市宿郷一丁目 3 番 4

(1) 日付：令和 7 年 12 月 25 日
仮差押権者：譲渡契約者（一件）
請求債権額：35,000,000 円

理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さんファーム 6 号」
所在地（地番）：鹿児島県奄美市住用町大字摺勝字廣 531 番外

(1) 日付：令和 8 年 2 月 2 日
差押権者：奄美市
債務額：165,000 円
理由：令和 7 年度固定資産税
※なお、上記差押えは、令和 8 年 2 月 20 日をもって解除されました。

(2) 日付：令和 8 年 9 月 4 日
事件番号：令和 8 年(ヌ)第 2 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
債務額：7,736,000 円
理由：出資金譲渡代金
※本件は強制競売開始決定がなされており、別途、奄美市、大阪府中央府税事務所、大阪国税局から交付要求等がなされております。

(3) 日付：令和 8 年 10 月 15 日
事件番号：税中央第 5877 号
差押権者：大阪府中央府税事務所
債務額：12,366,000 円
理由：令和８年度法人府民税、法人事業税・特別法人事業税

■商品名「みんなで大家さん 34、37、39、42、43、45、46 号」
所在地（地番）：福岡県北九州市八幡西区美吉野 1147 番 3 外

(1) 日付：令和 8 年 5 月 15 日
差押権者：北九州市
債務額：15,200,200 円
理由：令和 8 年度固定資産税

(2) 日付：令和 8 年 8 月 17 日
差押権者：東京都千代田都税事務所
債務額：13,555,200 円
理由：令和 8 年度法人事業税外

■商品名「みんなで大家さん 34、37、39、42、43、45、46 号」
所在地（地番）：福岡県水巻町頃末南二丁目 1088 番 1 外

(1) 日付：令和 8 年 9 月 11 日
差押権者：東京都千代田都税事務所
債務額：13,555,200 円
理由：令和 8 年度法人事業税外

■商品名「みんなで大家さん 47 号」
所在地（地番）：埼玉県熊谷市筑波一丁目 99 番 3 外

(1) 日付：令和 8 年 6 月 5 日
事件番号：令和 8 年(ヌ)第 26 号
差押権者：譲渡契約者（一件）

債務額：3,000,000 円
理由：出資金譲渡代金
※本件は強制競売開始決定がなされており、別途、譲渡契約者三名、熊谷市、大阪国税局、大阪府中央府税事務所及び奄美市から交付要求等がなされております。

(2) 日付：令和 8 年 7 月 17 日
差押権者：熊谷市
債務額：18,345,300 円
理由：令和８年度固定資産税外

(3) 日付：令和 8 年 8 月 3 日
差押権者：大阪市船場法人市税事務所
債務額：3,143,800 円
理由：令和８年度法人市民税

(4) 日付：令和 8 年 9 月 24 日
差押権者：大阪市船場法人市税事務所
債務額：1,632,385 円
理由：令和８年度法人市民税

(5) 日付：令和 8 年 10 月 6 日
事件番号：令和 8 年(ヌ)第 55 号
差押権者：譲渡契約者（二件）
債務額：26,065,000 円
理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん 48 号」
所在地（地番）：愛知県名古屋市中区栄五丁目 1508 番 1

(1) 日付：令和 8 年 9 月 29 日
事件番号：令和 8 年(ヨ)第 795 号
仮差押権者：譲渡契約者（二件）
請求債権額：104,492,606 円
理由：契約の「やむを得ない事由」による解除を理由として、申立人が主張する不当利得返還請求権

(2) 日付：令和 8 年 10 月 1 日
事件番号：令和 8 年(ヌ)第 136 号
差押権者：譲渡契約者（二件）
債務額：22,000,000 円
理由：出資金譲渡代金
※本件は強制競売開始決定がなされております。

■商品名「みんなで大家さん伊勢 6、伊勢 7、伊勢 8 号」
所在地（地番）：三重県伊勢市二見町三津字新開 1146 番建物外

(1) 日付：令和 8 年 8 月 4 日
差押権者：伊勢市
債務額：1,042,000 円
理由：令和 8 年度固定資産税

(2) 日付：令和 8 年 8 月 17 日

差押権者：東京都千代田都税事務所
債務額：13,555,200 円
理由：令和 8 年度法人事業税外

■商品名「プライベート大家さん西伊豆４」
所在地（地番）：静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須字深田潤 3539-3
日付：令和 8 年 9 月 16 日
差押権者：西伊豆町
債務額：41,400 円
理由：令和 8 年度固定資産税

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 7 年 10 月 17 日
事件番号：令和 7 年（ル）第 8112 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)成田 2 号管理口座：579 円
(2)成田 3 号管理口座：7,402 円
(3)成田 4 号管理口座：1,147 円
(4)成田 5 号管理口座：5,213 円
(5)成田 6 号管理口座：1,449 円
(6)47 号管理口座：1,035,539 円
(7)成田 7 号管理口座：21,002 円
(8)伊勢 6 期管理口座：1,614,011 円
(9)成田 8 号管理口座：1,281 円
(10)成田 9 号管理口座：29,321 円
(11)成田 10 号管理口座：6,670 円
(12)ファーム 6 号管理口座：322,669 円
(13)成田 11 号管理口座：17,817 円
(14)成田 12 号管理口座：31,682 円
(15)成田 13 号管理口座：46,889 円
(16)成田 14 号管理口座：23,725 円
(17)成田 15 号管理口座：85,568 円
(18)成田 16 号管理口座：65,236 円
(19)みんなで大家さん mini ホテル花更紗管理口座：3,357,277 円
以上 19 口座合計 6,674,477 円
理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 1 月 15 日、同 16 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 135 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
［2026/1/15］
(1)34 号管理口座：942,167 円
(2)伊勢 7 期管理口座：1,003,100 円

(3)成田 1 号管理口座：4,170,512 円
(4)37 号管理口座：2,250,378 円
(5)PV 西伊豆 4 管理口座：295,813 円
(6)ファーム 5 号管理口座：414,108 円
(7)39 号管理口座：2,399,713 円
(8)45 号管理口座：2,299,692 円
［2026/1/16］
(9)46 号管理口座：603,951 円
(10)成田 2 号管理口座：579 円
(11)成田 3 号管理口座：7,402 円
(12)成田 4 号管理口座：1,148 円
(13)成田 5 号管理口座：5,213 円
(14)成田 6 号管理口座：1,450 円
(15)成田 7 号管理口座：21,004 円
(16)成田 8 号管理口座：1,282 円
(17)47 号管理口座：1,036,307 円
(18)伊勢 6 期管理口座：537,814 円
以上 18 口座合計 15,991,633 円
理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 1 月 19 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 209 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)成田 9 号管理口座：29,324 円
(2)成田 10 号管理口座：6,671 円
(3)成田 11 号管理口座：17,818 円
(4)成田 12 号管理口座：31,685 円
(5)伊勢 6 期管理口座：1,076,887 円
(6)ファーム 6 号管理口座：323,146 円
(7)成田 13 号管理口座：46,895 円
(8)成田 14 号管理口座：23,735 円
(9)成田 15 号管理口座：85,578 円
(10)成田 16 号管理口座：45,242 円
(11)49 号 B-WAVE 管理口座：503,112 円
(12)成田 17 号管理口座：9,184,789 円
(13)大家さん mini 管理口座：8,004,789 円
以上 13 口座合計 19,379,671 円
理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 1 月 20 日
事件番号：税中央第 8188 号
差押権者：大阪府中央府税事務所
差押え対象財産口座と差押え金額

(1)宗右衛門町管理口座：14,141,280 円
理由：令和 6 年度法人府民税外

■預金と仮差押額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 1 月 29 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 324 号
仮差押権者：譲渡契約者（一件）
仮差押対象財産口座と仮差押金額
(1)成田 7 号管理口座：1 円
(2)47 号管理口座：72 円
(3)伊勢 6 期管理口座：128 円
(4)成田 9 号管理口座：2 円
(5)ファーム 6 号管理口座：27 円
(6)成田 11 号管理口座：1 円
(7)成田 12 号管理口座：3 円
(8)成田 13 号管理口座：4 円
(9)成田 14 号管理口座：2 円
(10)成田 15 号管理口座：7 円
(11)成田 16 号管理口座：4 円
(12)成田 17 号管理口座：21,693,362 円
(13)成田 18 号管理口座：10,127 円
(14)伊勢 8 期管理口座：1,822,018 円
(15)ファーム 7 号管理口座：792,777 円
(16)宗右衛門町管理口座：1,107,675 円
(17)43 号管理口座：2,535,353 円
(18)42 号管理口座：1,594,405 円
(19)大家さん mini 管理口座：366,588 円
以上 19 口座合計 29,922,556 円
理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 4 月 20 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 2605 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)成田 13 号管理口座：200,008 円
(2)成田 16 号管理口座：10,000 円
(3)宗右衛門町管理口座：9,996,098 円
(4)大家さん mini 管理口座：1,646,766 円
以上 4 口座合計 11,852,872 円
理由：出資金譲渡代金

■差押え債権と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 5 月 26 日
差押権者：福岡県遠賀郡水巻町
差押え債権

(1)：日本駐車場メンテナンス株式会社からの賃貸料に対する債権
理由：令和 7 年度及び令和 8 年度固定資産税
※別途、奄美市より交付要求がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 5 月 26 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 3863 号、令和 8 年（ル）第 9066 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)34 号管理口座：105 円
(2)伊勢 7 号管理口座：111 円
(3)成田 1 号管理口座：465 円
(4)37 号管理口座：250 円
(5)伊豆 4 号管理口座：33 円
(6)ファーム 5 号管理口座：46 円
(7)39 号管理口座：267 円
(8)45 号管理口座：256 円
(9)46 号管理口座：1,712,464 円
(10)40 号管理口座：1,575,840 円
(11)成田 13 号管理口座：1 円
(12)大家さん mini 管理口座：108 円
以上 12 口座合計 3,289,946 円
理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 6 月 2 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 4138 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)大家さん mini 管理口座：2,200,077 円
理由：出資金譲渡代金
※併せて、株式会社サンティア、株式会社丸協組、及び日本駐車場メンテナンス株式会社からの賃貸料に対する債権差押えがなされています。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 6 月 19 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 4747 号、令和 8 年（ヲ）第 9084 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)プライベート 3 号管理口座：2,000,000 円
理由：出資金譲渡代金
※併せて、株式会社サンティア、和数寄ホテルズ＆リゾーツ株式会社、及び日本駐車場メンテナンス株式会社からの賃貸料に対する債権差押えがなされています。
※なお、賃料債権に対する差押えのうち、一部に関する取下書が提出されております。

■差押え債権と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 7 月 6 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 5366 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え債権
(1)：みんなで伊勢を良くし本気で日本と世界を変える人達が集まる株式会社からの賃貸料に対する債権
理由：出資金譲渡代金
※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 7 月 9 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 5410 号、令和 8 年（ヲ）第 9095 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)48 号管理口座：9,424,187 円
(2)プライベート 3 号管理口座：12,465,418 円
理由：出資金譲渡代金
※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 7 月 21 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 5786 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)大家さん mini 管理口座：16 円
理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 7 月 23 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 5570 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)48 号管理口座：566,703 円
理由：出資金譲渡代金
※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 7 月 31 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 6130 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)大家さん mini 管理口座：485,682 円
理由：出資金譲渡代金
※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■差押え債権と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 8 月 12 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 6330 号
差押権者：譲渡契約者（一件）

差押え債権
(1)：日本駐車場メンテナンス株式会社、和数寄ホテルズ＆リゾーツ株式会社からの賃貸料に対する債権
理由：出資金譲渡代金
※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 8 月 31 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 6873 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)大家さん mini 管理口座：78 円
理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 9 月 11 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 7289 号、令和 8 年（ル）第 9135 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え対象財産口座と差押え金額
(1)48 号管理口座：148,083 円
理由：出資金譲渡代金

■差押え債権と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 9 月 17 日
事件番号：令和 8 年（ル）第 7515 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え債権
(1)：i-BIO 株式会社、株式会社クアリゾート湯舟沢、有限会社岐阜グリーンホテル、株式会社サンティア、Belltree 株式会社、パーシング株式会社、和数寄ホテルズ＆リゾーツ株式会社からの賃貸料に対する債権
理由：出資金譲渡代金

■差押え債権と日付及び理由（内容や額等）
日付：令和 8 年 10 月 9 日
事件番号：令和 8 年(ル)第 8269 号
差押権者：譲渡契約者（一件）
差押え債権
(1)：日本駐車場メンテナンス株式会社からの賃貸料に対する債権
理由：令和 7 年(ワ)第 3121 号判決の債権及び執行費用

第 3 章　事業参加者保護に向けた再建方針

当社の事業再建に関する基本方針について、前月から変更はありません。

当社は、事業参加者の皆様への償還及び分配金のお支払いを最優先課題として、

① グループ保有資産の売却による資金確保

② 既存事業の継続及び収益基盤の再構築

③ 成田プロジェクトの開発推進

④ 各商品の対象不動産の収益力向上

⑤ 不動産価値の再創造及び最大化

⑥ 商品対象不動産の売却による償還

を並行して進めております。

成田プロジェクトについて

成田プロジェクトにつきましても、前月から基本的な状況に変更はありません。

現時点では NAA との再契約に関する協議には至っておりませんが、当社グループと致しましては、国内外の成田プロジェクトにおける提携等の候補との協議を継続し、プロジェクトの再開を目指しております。

しかしながら、現時点において事業参加者の皆様に確定事項としてご報告できる状況には至っておりません。

当社としては、未確定の協議内容や実現時期について安易な見通しをお示しすることはせず、具体的な進展が確定した段階で速やかにご報告する方針です。

成田プロジェクトの推進が、中長期的な収益基盤の回復及び事業参加者の皆様への償還原資確保に重要な役割を果たすとの基本認識に変更はありません。

第 4 章　今後の情報開示及び事業参加者の皆様へ

当社は、今後も毎月一回を目安として、各商品の分配・償還状況、対象不動産及び財産管理口座の状況、資産売却、資金調達、法的手続、成田プロジェクトその他の重要事項について継続的にご報告いたします。

新たに公表すべき重要事項が生じた場合には、月次報告を待たず、可能な範囲で適時に情報提供を行ってまいります。

事業参加者の皆様には、長期にわたり多大なるご心配、ご不安及びご迷惑をお掛けしておりますことを、改めまして深くお詫び申し上げます。

当社としても、皆様が具体的な進展をお待ちになっていることを十分認識しております。

今月は「みんなで大家さん mini　ホテル花更紗」について、前記のとおり進捗をご報告しております。一方、分配金のお支払い及び償還をお待ちいただいている事業参加者の皆様のご心配を重く受け止め、引き続きその実現に向けて取り組んでまいります。

当社は、事業参加者の皆様への責任を放棄することなく、償還及び分配の実現を最優先課題として、資産売却、資金調達、既存事業の再構築及び成田プロジェクト等、可能な施策を一つひとつ進めてまいります。

具体的な進展が確認された事項については、速やかに皆様へご報告いたします。

引き続きご心配をお掛けする状況ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上